

第7期南砺市障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

～障害福祉サービスの目標値～

概要版

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、「南砺市障がい者計画（令和4年度～令和8年度）」の基本施策に盛り込まれる生活支援の事項のうち、福祉サービスに関する実施計画的なものと位置づけています。

1. 計画期間 令和6年度～令和8年度（3ヵ年計画）

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

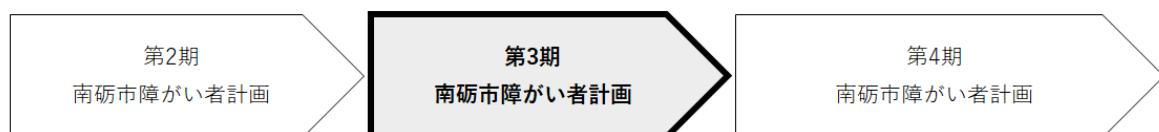
●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間（3年を1期）



【平成30～令和2年度】 【令和3～5年度】 【令和6～8年度】 【令和9～11年度】 【令和12～14年度】

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

●障がい者計画の期間（令和9年度から5年→6年を1期に変更し、見直し時期を合わせる）



2. 障がい者（児）施策の課題

- 障がい者（児）の自立支援及び社会参加の促進
- 障がい者（児）の就労支援の強化
- 障がい者（児）や介助者の高齢化への対応
- きめ細かなサービスの周知・提供
- 専門員による総合的な相談支援体制の強化
- 障がい児への支援体制の充実
- 障がいに対する理解促進及び差別解消に向けた取組み
- 障がい者（児）に対する虐待の防止
- 障がい者（児）を支える人材の育成及び支援体制の構築
- 緊急時・災害時等の支援体制の推進
- 感染拡大防止への対応
- クラスター発生時の支援体制の維持
- 多様化する課題解決に向けて様々な専門職の連携による重層的支援体制の構築

新

3. 障害福祉サービス等の目標の設定

南砺市の障がい者（児）のサービス利用等の実態について分析を行うとともに、アンケート調査でニーズを把握し、国の基本指針に基づき、障がい者（児）が安心して自立した暮らしができるように、令和8年度の成果目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
地域生活への移行者数	4人（3.9%）	◇福祉施設から在宅生活やグループホーム等へ移行した人数
削減見込み	3人（2.9%）	◇令和8年度末での削減見込み数
目標年度入所者数	98人	◇令和8年度末時点の利用者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

砺波地域障害者自立支援協議会に圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和2年度に設置し、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、厚生センター等関係者と連携していきます。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

砺波市・小矢部市・南砺市、既存の施設や事業所及び病院などが連携し、機能を分担して支援をする体制を令和3年度から砺波福祉圏域で整備しました。今後は、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、登録事業所の実効性を高めるため、サービス事業所等に積極的な声掛けと説明を行います。機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行っていきます。また、強度行動障害のある障がい者（児）について、各市及び砺波福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	令和8年度の目標数値
福祉施設を退所し、一般就労した人の数	5人（令和3年度の2.5倍）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	5人（令和3年度の5.0倍）
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	市内事業所なし 開設時取り組む

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和8年度の目標数値
児童発達支援センターの設置箇所数	1箇所（砺波福祉圏域で設置済み「わらび学園」）
保育所等訪問支援の実施箇所数	1箇所（砺波福祉圏域で実施済み「わらび学園」）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数	1箇所（砺波福祉圏域で設置済み「つくしの家となみ」）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数	1箇所（砺波福祉圏域で設置済み「つくしの家となみ」）
医療的ケア児支援の協議の場の設置箇所数	1箇所（砺波福祉圏域で設置済み）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	20人（砺波福祉圏域で配置済み）

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値
令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置見込み	1

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

項目	目標
令和8年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築の有無	有

4. 自立支援給付の見込量と確保策

(1)訪問系サービス

項目	単位：利用人数（人／月）		
	見込み R 6年度	R 7年度	R 8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	29	29	29
重度訪問介護	1	1	1
同行援護	5	5	5
行動援護	1	1	1
重度障害者等包括支援	1	1	1

障がい者の高齢化による介護保険制度への移行により利用者数の横ばいを見込んでいましたが、コロナ禍により利用を控えるなどにより減少傾向を示しています。今後、相談支援専門員や医療機関などとの連携を強化し、利用促進を図ります。同行援護は利用時間が増えており、引き続き社会参加活動の利便性を高めるため、市内のサービス提供事業所の参入を促進します。重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の利用者は、令和5年度まで実績はありませんでしたが、アンケート結果において利用意向があることから、実施事業所の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

項目	単位：利用人数（人／月）		
	見込み R 6年度	R 7年度	R 8年度
生活介護	160	160	160
自立訓練（機能訓練）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	3	3	3
就労選択支援【令和7年10月開始】	—	2	3
就労移行支援	3	4	5
就労継続支援（A型）	56	56	56
就労継続支援（B型）	140	140	140
就労定着支援	3	4	5
療養介護	20	20	20
短期入所（福祉型）	12	14	15
短期入所（医療型）	1	2	2

就労移行支援事業所が砺波福祉圏域内に1箇所のみであることが課題です。市内の事業所は定員が限られており、地域性や利用者のニーズに合わせた新規事業所の参入を図るとともに、砺波福祉圏域内及び隣接市等の事業所利用を含む対応を行います。また、砺波圏域障害者基幹相談支援センターと砺波地域障害者自立支援協議会サービス事業所連絡会が連携し、各種の研修等を行いサービスの向上に努めます。就労選択支援は、令和7年10月に開始されるサービスであることから、事業内容、報酬等を把握し、サービス事業所の確保を図ります。また、介助者のレスパイトケアとして、短期入所の利用を勧めます。

(3)居住系サービス

項目	単位：利用人数（人／月）		
	見込み R 6年度	R 7年度	R 8年度
自立生活援助	0	1	2
施設入所支援	100	99	98
共同生活援助（グループホーム）	77	78	80
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数（圏域）	配置人数 8	配置人数 8	配置人数 8
地域生活支援拠点等の検証・検討実施回数（圏域）	実施回数 1	実施回数 1	実施回数 1
地域生活支援拠点等登録事業所数（圏域）	箇所数 25	箇所数 25	箇所数 26

地域生活への移行を進めるにあたり、グループホームの利用者の増加が見込まれるため、その整備に努めます。自立生活援助は、令和5年度時点で県内に事業所が1箇所（富山市）ありますが、引き続き利用者ニーズの把握と新規事業所の参入に努めます。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域支援を推進する観点から、令和3年度から砺波福祉圏域で地域生活支援拠点等の面的な体制を整備しました。今後は、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、登録事業所の実効性を高めるため、サービス事業所等に積極的な声掛けと説明を行います。機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会において支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を年1回以上行っていきます。強度行動障害のある障がい者（児）についても、各市及び砺波福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

(4)相談支援

項目	単位：利用人数（人／月）		
	見込み R 6年度	R 7年度	R 8年度
計画相談支援	160	165	170
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

すべてのサービス利用者がサービス等利用計画作成の対象になり、定期的に相談を受けることにより相談支援の提供体制の拡大を図ります。また、意思決定支援を進めることにより、自分らしい生き方を選択できる多様性と包摂性のある相談支援の実現を目指します。地域移行支援は入所施設又は精神科病院等から地域移行する人数を、地域定着支援は単身で支援の必要な障がい者の人数をそれぞれ見込んでいます。障害者支援施設又は病院等と情報共有しながら、利用の促進に努めます。

(5)障がい児支援

項目	見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	22	23	24
医療型児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	45	50	55
保育所等訪問支援	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
障害児相談支援	30	32	34
コーディネーターの配置人数 (圏域)	配置人数 18	配置人数 19	配置人数 20

サービス利用の対象は原則として 18 歳までの方ですが、近年の少子化と相反して利用者数が増えると見込んでいます。利用できる事業所が限られており、既存の事業所の規模拡大及び新規事業所の参入を促進します。また、児童福祉法等が一部改正（令和6年4月1日施行、令和4年法律第66号）されたことにより、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を促進します。医療的ケア児に対する支援のため、砺波福祉圏域の障害者相談支援事業所、訪問看護ステーションへの情報提供等を行うことにより、養成研修への参加を促します。砺波地域障害者自立支援協議会の障害児部会における保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関の協議の場に参画し、状況の調査、研修、検討を実施していきます。

(6)発達障がい児支援

項目	見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
支援プログラム等の受講者数 (保護者)	15	15	15
支援プログラム等の実施者数 (支援者)	2	2	2
ペアレントメンターの人数 (圏域)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数 (圏域)	1	1	1

保護者が身近なところで支援を受けることができるよう、子どもの特性に限らないペアレントプログラム「ほめ・のび教室」を保健センターで、発達に課題を抱えている子どもにはペアレントトレーニングを子ども課で開催します。また、子どもの発達に関する相談の窓口である保健センター、子ども課と連携しペアレントメンターの養成を目指します。

(7)相談支援体制の充実・強化のための取組（圏域）

項目	見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
専門的な指導・助言件数	350	350	350
人材育成の支援件数	11	11	11
連携強化の取組の実施回数	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3	3	3
自立支援協議会での事例検討実施回数	6	6	6
自立支援協議会参加事業者・機関数	60	60	60
自立支援協議会専門部会の設置数	3	3	3
自立支援協議会専門部会の実施回数	24	24	24

砺波圏域障害者基幹相談支援センターにより、相談支援事業所を訪問しての専門的な指導・助言、人材の育成支援、相談機関との連携強化を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、砺波地域障害者自立支援協議会に設置した部会、連絡会、委員会において、個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。さらに、主任相談支援専門員の活動を支援し、適切なスーパーバイズによる支援の質の確保と相談支援員等の養成を進めます。

(8)障害福祉サービスの質向上させるための取組（圏域）

項目	見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
各種研修の活用（参加人数）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1	1	1

障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を図るために、県・基幹相談支援センター等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加しスキルアップを図ります。障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を活用して、事業所とその結果を共有し、請求事務の適正化、効率化を図ります。

5. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、市内の地域特性及び利用者の状況に応じて柔軟に提供でき、実施主体は市となっています。障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町村が行う必須事業と市町村の判断により行う任意事業があります。

項目	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
② 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
③ 相談支援事業者数	南砺市	1	1	1
	砺波福祉圏域	2	2	2
③-2 基幹相談支援センター(圏域)	箇所	1	1	1
④ 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
⑤ 手話通訳者・要約筆記者利用者	人	113	113	113
⑥ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	4	4
	自立生活支援用具	件	4	4
	在宅療養等支援用具	件	4	4
	情報・意思疎通支援用具	件	4	4
	排泄管理支援用具	件	1,100	1,100
	居宅活動動作補助用具(住宅改修費)	件	3	3
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	人	20	20	20
⑨ 移動支援事業	個別支援	延人	50	50
	グループ支援	延人	0	0
	通勤通学支援	延人	1	1
	車両輸送(団体)	延人	300	320
⑩ 地域活動支援センター事業	南砺市	1	1	1
	砺波福祉圏域	2	2	2
その他の事業	日中一時支援事業	人	55	60
	訪問入浴サービス事業	人	1	1
	精神障害者退院支援事業	実施の有無	有	有
	スポーツ、レクリエーション活動支援	委託団体数	2	2
	声の広報等発行	実施の有無	無	有
	自動車免許取得費助成	利用人数	2	2
	自動車改造費助成	利用人数	2	2

南砺市地域包括医療ケア部 福祉課

〒932-0293 南砺市北川 166 番地 1 地域包括ケアセンター内

TEL 0763-23-2009

FAX 0763-82-4657